

(公財) 福岡県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	これまでの中長期基本計画を見直し、中期計画として策定し、公表している。今後は5年置きに見直す予定である。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	〈ア〉評議員、役員、委員会委員及び職員については、<u>「倫理規程」を新たに整備し、基本的責務及び遵守事項とそれに違反した際の処分等について明記している。</u> 〈イ〉さらに職員については、「事務局職員就業規則」に禁止行為及び懲戒を定めている。 〈ウ〉加盟団体については、<u>既存の「加盟団体規程」に遵守事項とそれに違反した際の処分等について追記している。</u>
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、次のような各種規程を整備している。 「評議員会規程」「理事会規程」「委員会規程」「加盟団体規程」「事務局規程」「会計事務処理規程」
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	次のような各種規程等を整備している。 「事務局規程」「事務決裁規程」「会計事務処理規程」「公印管守規程」「文書事務取扱規程」
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	〈ア〉役員については、「評議員、理事及び監事等の報酬等に関する規程」を整備している。 〈イ〉職員については、「事務局職員給与規程」、「嘱託職員規程」及び「臨時職員規程」を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章において資産・会計について定めている他、次のような各種規程を整備している。 「特定資産取扱規程」「会計事務処理規程」
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	〈ア〉「スポーツ少年団規程」第4章において定めている。 〈イ〉「加盟団体規程」第6条及び第8条において定めている。 〈ウ〉「賛助会員規程」第4条及び第5条において定めている。 その他「寄附金取扱規程」を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程については、各競技団体が整備しており、それに基づき選考した選手について、当協会及び県教育委員会が参加資格に合致していることを確認している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役員のコンプライアンス教育については、年度初めの理事会及び定時評議員会等で「倫理に関するガイドライン」を配付し実施している。職員向けのコンプライアンス教育については、年度初めだけでなく、その都度「倫理に関するガイドライン」、「事務局職員就業規則」等を基に実施している。今後も、より一層のコンプライアンス教育に取り組む予定である。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手強化研修会、指導者研修会、国スポ監督会議等において、選手及び指導者に向け、社会常識をはじめ、倫理観の高揚や社会規範の育成といった行動規範の遵守を促す内容のコンプライアンス教育を実施している。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	〈ア〉公認会計士の指導・助言を得て財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 〈イ〉監事には専門性を有する者を配置し、財務・経理業務だけでなく、業務運営全般に渉り監査を受けている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	〈ア〉法令、ガイドライン等を遵守し適切に処理し、監査を受けている。 〈イ〉「会計事務処理規程」の定めに基づき、手続きや科目など適切な事務処理を行い、その処理方法に係る監査を受けている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	〈ア〉法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 〈イ〉事業報告書・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をＨＰで開示している。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準については、各競技団体が定めており、当協会は選考された選手に関する情報について開示している。また、選手選考については、当該競技団体が選手選考基準に基づき選考した選手を、当協会が参加資格に合致していることを確認し、代表選手を選考している。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況については、２０２１年３月末からＨＰで公表している。以降、毎年度３月末までに当該年度分についてＨＰで公表している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体の組織運営や業務執行について、日常的な質疑・照会等へのきめ細かな対応を通して、適切な指導、助言及び支援を行い、 <u>権限関係については、加盟団体と協議の上、「加盟団体規程」に新たに追記している。</u> また、 <u>弁護士と顧問契約を結び、組織運営上の法的な問題に対して適切に対応できるようにしている。</u>
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	年度当初、「加盟団体・準加盟団体理事長会議」を実施し、スポーツ関係の各種情報提供を行っている。また、様々な研修会を実施し指導・助言及び支援を行っている。 <u>２０２４年は競技団体に対して会計士による会計実地検査を実施し、ガバナンスの確保・コンプライアンス遵守の観点から競技団体の運営状況についてヒアリングを実施するなど指導・支援を行っている。</u>